出雲市監査委員告示 第 14 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成26年(2014)10月23日

出雲市監査委員 周 藤 滋 出雲市監査委員 吾 郷 紘 一 出雲市監査委員 川 上 幸 博

出雲市長様

出雲市議会議長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、 同条第9項の規定により、その結果を報告します。

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査の対象

農事組合法人 あかつきファーム今在家 及び 出雲市産業観光部農業振興課

- ① 平成25年度(2013)指定管理対象施設の運営状況
- ② 平成25年度(2013)指定管理対象施設の経理状況
- *指定管理対象施設「出雲市今在家農村公園」

第2 監査の実施期間

平成26年(2014) 8月15日から平成26年(2014) 9月29日まで

第3 監査の方法

今回の監査は、あらかじめ農事組合法人あかつきファーム今在家から決算書及び 附属書類等の必要な資料並びに農業振興課から指定管理者選定に係る資料等の提 出を求め、これらを審査するとともに、関係職員に対する事情聴取等を行うなどの 方法により実施した。

第4 監査の結果

事前に農事組合法人あかつきファーム今在家から提出された監査資料と関係諸 帳簿を突合する中で、証拠書類が添付されていないなど一部に不備があった。また、 その他の事務処理については概ね良好であったが、見直しや検討の必要な事項も見 受けられた。

なお、監査委員としての要望事項は次のとおりである。

[指定管理者への要望]

1. 施設の管理・運営について

指定管理者として申請に至る経緯は、『農村公園を含む地域全体を交流の場として活用したい。』という思いからとの事である。その成果として、「斐川チューリップ祭」が一層充実した事などがあるが、その他に特筆すべき事項は少なく、公園内の農業ホールも多くの市民の利用に供されているとは言えない状況である。施設管理のみに傾注することなく、農業ホールが有する可動席も有効に活用できるよう利用が見込まれる団体へアプローチをするなど積極的に管理・運営を行われたい。

指定管理者が農事組合法人であるという資質や、施設が市内有数の農業地帯に立 地しているという利点を存分に生かした運営になることを期待している。

2. 施設の利用承認申請等の手続きについて

施設の利用承認申請や承認書交付などの事務処理手続きが、出雲市今在家農村公園の設置及び管理に関する条例及び条例施行規則どおりに行われていない。

早速、見直しが行われたようだが、使用料の減免など今一度あらゆる事務処理手続きについて、実務を規則に照らし合わせ、市所管課と共通認識をもって確認されたい。

3. 事務処理について

業務報告書の決算数値を証票類と突合する中で、振替伝票の起票漏れや会計年度の誤り、業務委託契約に基づく委託料の支払い遅延などの事務処理誤りが散見された。常日頃から複数でチェックを行うなど、体制を整えミスのない事務処理を行われたい。

[農業振興課への要望]

1. 指定管理施設について

指定管理施設のうち、農業ホールの備品(プロジェクター)が修理されず放置状態であることや、使われている「利用許可申請書」(利用承認申請書)の様式が規則と異なること。更に、基本協定書に定める書類(管理運営計画や各種マニュアルなど)が未承認であることなどから、所管課として施設に対する管理意識が希薄ではないかと見受けられる。今後は、指定管理者と共に施設の管理と有効利用に積極的に関与されたい。

2. 指定管理料について

指定管理料の算定に当たっては、指定管理者とより緊密に連携することで、真に必要な経費や業務の改善点を見出すことができる。指定管理者から提出された業務報告書では、除草経費の支出にあたって、指定管理会計ではない農事組合法人の会計から支出されているものがあるなど、指定管理料の不足が原因ではないかと思われる会計処理も見受けられたので、施設の管理実態をきちんと把握し、業務の検証や施設利用料金の見直しなども含め、適正な指定管理料の算定に努められたい。

3. 指定管理者との協議について

指定管理者とは事案があればその都度協議を行っているとの事だが、提出書類の中には協議記録等が見当たらなかった。指定管理者との協議や指導・監督事項などは、きちんと記録を文書に残すことで、その後の改善の有無などの確認も容易となり、より良い施設管理に資することとなるので記録等を文書にして残されたい。

4. 施設の点検補修について

農業ホールは建築後 15 年以上経過しており、施設の外観には亀裂などの老朽化 も見られた。今後の維持・補修費の増嵩も懸念されるが、何よりも施設が安全に利 用できるよう、計画的な補修に努められたい。

第5 農事組合法人あかつきファーム今在家の概要

1. 概要

①所 在 地 出雲市斐川町今在家1248番地

②代表者 代表理事組合長 錦織 明

③設 立 平成15年3月25日(営農組合設立 平成3年12月1日)

④役 員 理事9名(代表理事組合長1名、副組合長理事2名、その他理事6名)、監事2名

⑤組合員数 83 名

2. 目的

組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進すること

3. 事業内容

- ①組合員の農業に係る共同利用施設の設置および農作業の共同化に関する事業
- ②農業の経営およびこれと併せ行う林業の経営
- ③前号に掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの

ア農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工

イ農畜産物の貯蔵、運搬または販売

ウ農業生産に必要な資材の製造

- 工農作業の受託
- ④農業関連施設の管理運営
- ⑤前各号の事業に附帯する事業

4. 指定管理施設の概要

- ① 名 称 出雲市今在家農村公園
- ② 施設内容 今在家農業ホール/多目的ホール、倉庫、湯沸室、便所、

空調機械室

多目的広場/便所、遊具、展望台、東屋、流れ、植栽、駐車場 親水広場/便所、遊具、東屋、植栽

- ③ 所 在 地 今在家農業ホール・多目的広場/出雲市斐川町今在家 1246 番地 親水広場/出雲市斐川町今在家 3番地 4 および 14番地 5
- ④ 開設時期 平成11年(1999)4月
- ⑤ 規 模 今在家農業ホール・多目的広場/敷地面積 13,947 ㎡ 親水広場/敷地面積 5,412 ㎡

5. 指定管理状況

- ○指定管理期間 平成 24 年度~平成 26 年度
- ○平成 25 年度
- ・指定管理料 1,650,000円
- ・利用実績 今在家農業ホール/年間延べ74団体1,154人
- · 収支 収入: 1,769,203 円 支出: 1,750,521 円 = 18,682 円